

なら歴史芸術文化村コミッション運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、なら歴史芸術文化村コミッション規則（令和2年3月奈良県規則第75号。以下「規則」という。）第8条の規定により、なら歴史芸術文化村コミッション（以下「コミッション」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 コミッショナーは、規則第5条第1項の規定によりコミッションの会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 コミッションの会議は、原則として公開とする。ただし、コミッショナーが公平、かつ、中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、コミッションに諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の公開に関し必要な事項は、コミッショナーがコミッションに諮って、別に定める。

(議事録)

第4条 コミッションの会議の議事録及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、コミッショナーが公開することにより公平、かつ、中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、コミッションに諮って非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、コミッションの運営に関し必要な事項は、コミッショナーがコミッションに諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年12月4日から施行する。